

2024年5月24日

各 位

上場会社名	株式会社ドリコム	
代表者	代表取締役社長	内藤 裕紀
(コード番号:	3793)	
問合せ先責任者	取締役	後藤 英紀
(TEL:	050-3101-9977)	

## 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役の報酬制度のうち、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定する旨を決議し、当該改定に関する議案を2024年6月26日開催予定の第23期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定の概要及び理由

当社は、2019年5月27日付け「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の設定に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査等委員である取締役については、少数株主の皆様と同じ目線に立ってその職責を果たすことにより、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、本制度を導入しております。

さらに、2019年6月25日開催の第18期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額50,000千円以内（発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250千株以内）、監査等委員である取締役については年額5,000千円以内（発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25千株以内）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

この度、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員である取締役については当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのさらなるインセンティブを付与することを目的として、以下のとおり、本制度を一部改定することといたします。

具体的には、上記のとおり、譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、従来は「2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間」としていましたが、これを「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間」に変更いたします。

#### 2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

#### 3. その他

以上の改定点を除き、本制度における内容に変更はございません。

導入時の本制度の概要については、2019年5月27日付けの「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の設定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上